

令和8年度市民税・県民税・森林環境税

6月に通知書を送付します

市県民税・森林環境税(以下「住民税」とする)は、1月1日(賦課期日)現在、住民票のある市町村が前年中の所得をもとに課税します。

給与所得にかかる住民税は、給与からの引去り(特別徴収)となり、勤め先を通じて納税通知書を送付します。特別徴収以外の方は、6月に納税通知書を送付します。公的年金などにかかる住民税は、年金からの引去り(年金特別徴収)、その他の所得にかかる住民税は納付書または口座振替による納付(普通徴収)となりますので、納め忘れのないようお願いします。

令和8年度から適用される主な改正内容

●給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障額が10万円引き上げられ、65万円(改正前:55万円)となりました。よって、給与収入が190万円以下の場合、給与収入から65万円を差し引いた額が給与所得となります。(給与収入が190万円を超える場合の給与所得控除額は変更ありません。)

●各種所得控除に係る所得要件の引き上げ

各種所得控除に係る合計所得金額等の所得要件が下表のとおり10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正後
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48万円	58万円
ひとり親の「生計を一にする子」の総所得金額等		
寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額		
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額等		
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	75万円	85万円
家内労働者等の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円

●大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

「特定親族特別控除」が創設され、納税義務者に生計を一にする19歳から23歳未満の親族(配偶者・事業専従者を除く)で前年の合計所得金額が58万円超え123万円以下(給与収入で123万円超え188万円以下)の人がいる場合に所得控除の適用が受けられるようになりました。控除額は、当該親族の合計所得金額に応じて通減(徐々に減少)します。なお、「特定親族特別控除」は下表のように控除額の適用はありますが、扶養親族として扱われません。

当該親族の合計所得金額	特定親族特別控除額
58万円超え 95万円以下	45万円
95万円超え 100万円以下	41万円
100万円超え 105万円以下	31万円
105万円超え 110万円以下	21万円
110万円超え 115万円以下	11万円
115万円超え 120万円以下	6万円
120万円超え 123万円以下	3万円

詳細は市ホームページに掲載



国税務課 市民税係 TEL077-551-0106 FAX077-551-2010

介護保険料納入通知書を送付します

65歳以上の人へ令和8年度の介護保険料納入通知書を6月中旬に送付します。

保険料額と納付方法をご確認ください。

年間の保険料額は13段階に分かれており、前年の所得などに基づいて決定されます。

納付方法について

●年金が年額18万円未満の人

↓普通徴収(納付書や口座振替)

納付書は年度内の分をまとめて送付します。

●年金が18万円以上の人

↓特別徴収(年金から差し引き)

※年金が18万円以上でも普通徴収となる場合があります

例・・最近65歳になった人、最近転入した人、修正申告により年度途中で保険料額が増額になった人など。

※特別徴収(年金から差し引き)対象者や、口座振替の人には納付書を送付しません(納入通知書のみ送付)



岡長寿福祉課介護保険係

TEL 077-551-0281
FAX 077-551-0548